

新潟県過疎地域における工場等の誘致等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 7 月 21 日

新潟県知事 米 山 隆 一

新潟県規則第38号

新潟県過疎地域における工場等の誘致等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県過疎地域における工場等の誘致等に関する条例施行規則（平成12年新潟県規則第136号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>第 3 号様式（第 3 条関係） （略） 付表 1 法人事業税の課税標準の分割に関する明細書 （略） 記入上の注意 1・2 （略） 3 「固定資産の価額又は従業者数」欄には、その行う主たる事業が電気供給業、ガス供給業又は倉庫業の法人の場合は申告者が新潟県内に有する事務所又は事業所の固定資産の価額（主たる事業が電気供給業又はガス供給業の法人にあっては、当該固定資産の価額のうち製造事業用、<u>農林水産物等販売業用</u>又は旅館業用の設備に係る固定資産の価額）を記入し、それ以外の法人の場合は申告者が新潟県内に有する事務所又は事業所の従業者の数を次の要領で記入すること。この場合において、「固定資産の価額」及び「従業者」の意義は、地方税法施行規則第 6 条の 2 に定めるところによる。 (1)・(2) （略） 4・5 （略） （略）</p>	<p>第 3 号様式（第 3 条関係） （略） 付表 1 法人事業税の課税標準の分割に関する明細書 （略） 記入上の注意 1・2 （略） 3 「固定資産の価額又は従業者数」欄には、その行う主たる事業が電気供給業、ガス供給業又は倉庫業の法人の場合は申告者が新潟県内に有する事務所又は事業所の固定資産の価額（主たる事業が電気供給業又はガス供給業の法人にあっては、当該固定資産の価額のうち製造事業用、<u>情報通信技術利用事業用</u>又は旅館業用の設備に係る固定資産の価額）を記入し、それ以外の法人の場合は申告者が新潟県内に有する事務所又は事業所の従業者の数を次の要領で記入すること。この場合において、「固定資産の価額」及び「従業者」の意義は、地方税法施行規則第 6 条の 2 に定めるところによる。 (1)・(2) （略） 4・5 （略） （略）</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。